

意見検討結果一覧表

（案名： 「(仮称) 公文書の管理に関する条例」 骨子案 ）

番号	意見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	いわゆる「文書公開」に関して一般の岩手県民が具体的にどのようにアクセス可能であり、どこまで公開を求めたり検索可能であるのか、これを本案に明記したほうがよい。	1（久慈市の方）	歴史的価値を有する文書の利用については、具体の利用請求手続や利用方法等を条例に定めるほか、利用請求の対象となる文書の目録の作成及び公表も規定事項として盛り込むこととしております。 ※ 骨子案（本文）2（7）中、「規定する主な事項」に記載しています。	C（趣旨同一）
2	東日本大震災やコロナ関連以外にも、例えば岩手県の水害対策に関する文書については、関心のある岩手県民もいるかもしれない。	1（久慈市の方）	歴史的価値を有する文書の選定基準の策定に当たっては、県及び県民が、過去・歴史から教訓を学び、将来の県政に生かすための資料が確実に保存されるよう、国が定める基準や新たに設置する岩手県公文書管理委員会の意見も踏まえて検討していきます。御意見につきましては、今後の施策の参考としていきます。	D（参考）

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。